

虐待を受けた子どもたちから学び直さなければならないもの

— 児童相談所で虐待対応に従事した助産師からの視点 —

小嶋 理恵子¹⁾・柴田 長生²⁾・山本 美由紀³⁾

1 はじめに

令和元年（2019年）6月26日、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法の一部を改正する法律」が公布された。今般の改正の趣旨は、直前に起こった目黒女児虐待事件（2018年3月死亡）、野田市小4女児虐待事件（2019年1月死亡）などを受けて、児童虐待防止対策の更なる強化を図ることであった。同法には、対策強化のために「親がしつけに際して体罰を加えることを禁止する」「『民法の懲戒権』は施行後2年をめどに見直しをする」「児童相談所（以下、児相と略す）の一時保護と保護者支援の担当を分ける」「児相には医師と保健師を配置する」「学校や教育委員会、児童福祉施設の職員に守秘義務を課す」「都道府県などは親への再発防止の指導を行うよう努める」「家族が引越した場合に児相間で速やかに情報を共有する」などの内容が新たに盛り込まれた。

かつて第1筆者（助産師・看護師の資格を有する。以下、筆者と略す）は、第2筆者が勤務していた児相において「虐待対応協力員（非常勤職員）」として従事し、ソーシャルワーカー（児童福祉司）や一時保護所職員らとともに多くの子どもの虐待対応を行ってきた経験を有する。また児相勤務の後に、虐待された子どもも入所

している乳児院での親子再統合にむけた親子支援を担当した経験を持つ。

児童福祉法第1条では、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」と定めているが、現状では虐待の連鎖はいまだに続いている。子どもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題とされているが、現状はまだ厳しい状況にある。

児童虐待問題は現代社会において更に大きな課題となり、社会をあげての対応が求められている。そのような状況だからこそ、虐待を受けている子どもたちの具体的な状況に立ちかえり、そこでの関わりや支援がどうであったのかという「リアリティ」に立ち戻りながら、子ども家庭支援の専門職が果たすべき役割や専門職種間の相互連携の在り方などを再度見つめ直す必要があると考える。筆者は助産師・看護師資格を有するが、看護職は、ただ医師の診療の補助や、生活の支援をするだけでなく、子どもの健やかな成長が家族内で育まれるように支援をする職種であり、とりわけ助産師は出産前後の

¹⁾立命館大学博士課程後期 ²⁾京都文教大学 ³⁾熊本保健科学大学助産別科

母子にとって一番身近な専門職である。

本報告の目的は、助産師・看護師である筆者が、児相という児童福祉の専門機関において児童福祉専門職と共に対応した虐待を受けた子どもへの援助を通して、親子の間で起こる虐待について検討していくこと、ならびに被害を受けた当事者が必要な支援を得られる体制を構築するためには、どのような課題、あるいは支援が必要なのかを、助産師の専門性の視点から検討し、提言することである。

なお本報告の中で引用したエピソードに関しては、筆者自身がかつて勤務した児相で担当したケースをもとに一般化して記述し直しており、そのことでプライバシーへの倫理的配慮とした。

2 児童相談所の一時保護所での関わり・ソーシャルワークでのエピソードから

児相が行う一時保護の目的は、親の暴力から、安全な環境下に置かれた子どもの生命の安全を確保することである。筆者が勤務していた一時保護所では、虐待対応にあたるケースワーカー、心理判定員、保育士、調理師などが配置されていた。そのため、年少児に対しては、保育士がケアを行うことが多かった。

また、一時保護所にいる男児の1人が、筆者にあだ名をつけたのだが、そのあだ名は「デブ子」であった。名前は瞬く間に浸透していき、他の子ども達からもその名前前で呼ばれるようになった。暴力のない空間では、子ども達は自由な発想を持つ。

筆者が勤務していた一時保護所では、毎日、朝・昼・晩の食事を作る人もおり、子どもたちが、3食暖かい料理を食べることができていた。虐待を受けた子どもにとっては、「暖かい料理」を食べられることも重要であると考えられる。

は、被虐待児として過酷な状況にあった子ども達にとっては、食べるものがない環境化で、何日も水でお腹を膨らませていた子もいたからである。そのこともあってなのか、子ども達は食事を作る調理職員に対して親近感を持ったり、本音を語るようなことも少なくなかった。

また、ソーシャルワーカー（児童福祉司）と共にフィールドに出向き、そこでの当事者たちへの対応から見聞した事柄は、後の「エピソード5」に示したように、更に壮絶な世界であった。このような筆者の実務体験を元に、いくつかの事例に基づきながら一般化して記述したが、以下の6つのエピソードである。

エピソード1：こどもの飢餓と虐待：母親の育児放棄

筆者が、両親からの育児放棄で一時保護所に来た3歳くらいの子どもの身体検査をした際に、通常の3歳児の体重の平均よりはるかに軽い子どもがいた。囑託の女医と筆者で確認したところ、一時期は順調な発育をしていたが、途中から親のネグレクトが始まったことで、栄養を与えられず皮下脂肪が極端に減り飢餓状態であったことが明らかになった。また、身長・体重測定などをした後、「体重が3歳児の平均よりかなり少ないこと」「体にダニにかまれた跡が多くみられる」ということからネグレクトの疑いで、児相に一時保護をした。入所以降は、徐々に食事ができるようになった。その後は、子どもの活気も出てきて、他の子どもとの活動もできるようになっていた。このことは、親からの虐待は、子どもの生死を左右する暴力でもあるということでもある。

エピソード2：虚言をする子ども達（一時保護所内での子どもの言動）

一時保護所内での子ども達は、当該児がケー

スワーカーとの面接を受けている時に、他児が、その児の虚言を話題にしていることもあった。この虚言は、女兒では、付き合った男性の人数を自慢することが多く、男児では、「喧嘩をしたら絶対負けなない。」という「強さを誇示する」言動が多かった。つまり、一時保護所にいる子どもたちにとっては、「一時保護所という場所は、親からの虐待を受けない場所」であり、ここにいれば、「安全である」が、いずれは、施設か自宅で親との生活をするのかといった決断を迫られる場所であるという感覚があったと考える。また、友達とは会えないという認識とともに、「一時保護所では親からの暴力を受けない安心感」があったのではないかと推測する。

また、子ども達にとっては、「自分の処遇がどうなるのか」ということも重要であったと考える。一時保護所は「自分の生活のためには、通過しなければならない場所」でもあり、最終的には、親がいる自宅に戻るか、児童養護施設入るかという新しい環境への適応を迫られる場所でもあったと考える。

エピソード3：甘えの表出段階

子ども達は、保護された直後では、慣れない環境と知らない大人たちから受ける検査などで緊張して、あまり喋ることがなかった。しかし、一時保護所の環境に慣れてくると、徐々に「甘えの表出」がみられるようになった。この「甘えの表出」は、「職員のお膝に座る」「気に入った職員の後をつける」「職員のお手伝いをする」、「職員のお名前を決める」等であった。

これらの甘えの接近は、低年齢の子どもだけでなく、10代半ばの男子にもみられた行動であった。特に、生まれた時から施設で生活していた15歳半ばの男児は、親が望まない妊娠によって出産した子どもであったため、実母とは一度も会うこともないまま、成長した子ども

であった。そのためか、この子どもは、年齢の割には、行動は幼く、気に入った大人には「身体接触を含む甘え」の表出をしていた。しかし、この行動は、施設にいる子どもに共通な行動であった。このことから、子どもからの接近は、その職員から得られる「安心感」や、「親しみの感情と甘えの表出」でもあったと考える。

エピソード4：虐待されていた親の体形に似た職員に対する怯え（子どもの記憶の中にある親から受けた虐待の恐怖感）

母親の身体的虐待とネグレクトで措置した3歳の女兒が入所した際には、筆者や、一時保護所の職員の前では泣かなかったが、一人の心理判定員職員を見て、怯えた表情の後、大泣きして逃げまどいパニックになることがみられた。また、その担当が何回出会ってもその子が大泣きする為、最終的には、担当を代わるという判断が出された。

しかし、一方でその大泣きした子どもは、筆者を含め、保育士や、児童福祉司の前では泣くことはなかった。その後の情報では、その虐待をしていた母親の大柄の体格と声の大きさ、雰囲気、その職員に似ているということで、子どもが恐怖を感じたためではないかと結論付けられ、担当を変更した。そして、変更後の職員とは関係性が形成されていくことができていた。

つまり、最初に担当した母親によく似た職員は、子どもにとっては、「自分に毎日虐待をしていた親の象徴」であり、また、親と正反対の体格と静かな物腰の職員は、子どもにとって安心感があったからだと考えられる。なせなら、その後、別の判定員が心理判定をした際には、泣かずに検査を終えて笑顔もみられたからである。これらのことから、子どもにとって、「虐待をす

る親に似た職員」は、「自分を虐待した親の象徴」でもあったため、怯えて逃げる行動になったのだと考える。この様な行動を確認したことで、虐待をされた子どもに対しては、被害者である子どものへの配慮をする必要性を子どもから学ぶことができた。

エピソード5：内縁関係とDVとの関連性（内縁の夫が起こす子ども虐待と妻へのDV・子どもの頭部外傷）

筆者が担当した虐待には、重篤な虐待事例もあった。軽度知的障害がある母親のネグレクトと、内縁の夫からの母親へのDV、その内縁の夫からの子どもへの身体的虐待であった。母親は、搬送先の病院で治療を受けたが、その子には硬膜下血腫が認められたので、病院に搬送した。このケースは、近所から、子どもの泣き声が聞こえることや、女性の悲鳴、そして男性の怒号が聞かれたという電話が警察に入ったため、子どもの救命のため、警察と連携を行ったケースでもあった。

また、何度か、親に面会を依頼したが、父親が病院に行くことを承知しなかったため、その地域の民生委員（児童委員）が母親を説得し、病院に搬送した経緯がある。母親は、これまでもネグレクトを繰り返していた。また、この母親は、子どもの養育よりも、男性と付き合うことに対する欲求が高いため、男性に対しては常に従う様子があった。

その後、母親が妊娠し、5人目の子どもを出産した。内縁関係にある男性は、自分の子どもである実子だけは虐待を行わなかったが、それ以外の子どもには、虐待をしていた。しかし、間もなく、内縁男性からの母親へのDVが始まり、民生員が通告し、子ども達を施設に搬送することになった。内縁関係と子どもの虐待の関連性としては、どちらの親がその家族を支配し

ているのかで変わるが、支配するのは殆どが男性であり、常に男性が優位に立つことで、子どもや母親への支配を行う。また、母親は事例の通りDVを受けていることが多く、子どもよりも、母親自身に降りかかる暴力から避けようとして、子どもを虐待するという構図となると考えている。

エピソード6：性的逸脱行動と虐待（性的逸脱行動のある子どもへの支援）

親からの虐待がきっかけで、性的逸脱行動をしてしまう子どもがいた。

この年長のぐ犯女兒では、一時保護所の中で「化粧をして露出の高い服を着る」、また、「男性との性的行為を自慢げに話す」ことが多かった。しかし、一方で「自分（『わたしは』の意）、生理がいつなのか知らない」「彼氏に要求されると性行為を承諾してしまう」という返答を受けた。

そこで、筆者は、一時保護所の保育士からの依頼で、ぐ犯で児相に入所した女兒2人に対して、児相の課長に許可を取り、性教育を行った。その子どもたちには、性的逸脱行動が多くみられていたからである。また、性的逸脱行動には性差があり、男児では加害的になり、女兒では被害的になる傾向がある。また、その背景には、被虐待歴がある場合もあるので、子どもの話を傾聴し確認していくことが必要である。とくに入所初期では、大人に語れない場合が多い。その場合は、子どもが話してくれるまで、見守る姿勢で待つことが重要である。

虐待で傷ついた子どもは、大人への不信感があり、自分の担当者が、本当に自身のことを信じてくれるのかを見定めるため、自分を見て欲しいという注意獲得行動を起こすことがある。

ネグレクトを受けた子どもが一時保護になった際には、保護司や虐待対応員の筆者に対して

年齢にそぐわない甘えを表出し、自分より小さな子どもに対しても、焼きもちを焼いてしまい、喧嘩に発展していくことがあった。これは、被虐待児にみられる「自分を見て欲しい」という注意獲得行動であったと考える。その際は、甘えられる環境を設定して1対1で対応し、十分に甘えられる環境をつくり、本人が満足するまで付き添うことで子どもも安定してくるという経験をした。時には反動で反抗することもあるが、それも自分を見て欲しいという欲求であると考えている。

3 考察

助産師は、産科・産院での出産における専門職とみなされることが多かったが、妊娠・出産・子育てにおいて、助産師の専門性を通して、母子のいちばん近いところで継続的かつ直接的な総合支援を行うことができる専門職である。それゆえ、子どもの虐待防止において、助産師が引き受けるべき役割は大きいといえる(井上・石原・松村、2011; 2013)。また、2016年の児童福祉法改正において、「切れ目ない支援」が打ち出されたことで、虐待対応における助産師の役割は更に大きくなっていると考えられる。しかし、虐待対応の現場においては、助産師の専門性や役割に対する認識や、実際の業務提携などについては、まだまだ進んでいるとは言えない現状にある(柴田・小嶋・井上、2018)。

筆者が虐待対応協力員として、児相業務に従事したのは20年前であり、子どもの虐待が社会問題としてクローズアップされた初期の頃に当たる。その後筆者は助産師養成に携わってきたが、子どもの虐待対応についての原体験は協力員としての実践経験であり、それらを通した所感が紹介したエピソードである。

一方、第2筆者が勤務していた児相が行った

「虐待対応協力員としての助産師の雇用」ということを振り返ると、児相の重要課題となり始めた虐待対応に対して、その初期の頃に導入した対策が非常勤職による虐待対応協力員の任用であった。虐待対応協力員は、主として逼迫する児童福祉司業務の補助職と位置づけ、児童福祉司とチームを組んでケース対応したり、相談記録をまとめたりするような業務への従事を求められたが、どのような専門性を有する職員を任用するのが虐待対応に対して適切であるのかについては模索段階であった。そのような状況下でたまたま任用されたのが助産師資格を有し、赤ちゃん相談にも従事していた筆者であったが、その専門性に基づいて母子に近いところでケースに対応することによって、ケースの側に安心感を形成することができたという記憶がある。またそれだけに留まらず、エピソードで述べた一時保護業務においても、子どもの生活感情に近いところでの対応が見られたので、児相スタッフは随分助けられた。

たまたま助産師を任用した児相側からすると、「虐待対応において、助産師の参入は随分役に立つ」という実感を虐待対応の黎明期にすでに持ったのであるが、全国レベルでそのようなことが広がっていったわけではなかった。かなり古い時代にこのような児相福祉の実践経験を有する筆者が、その後に助産師養成を行う中で、子どもの虐待に対する助産師の専門性の側から考え続けた所感を、以下にまとめる。

① 子どもの貧困と虐待

虐待の要因の1つは貧困である。特に子どもの貧困は、単に貧しいということだけでなく、社会で活躍することができない社会であるということでもある。また、「ひとり親世帯」では、母子家庭と父子家庭との経済格差も指摘されている。しかし、父子家庭では、経済的には良い

が、子どもの愛着形成に関しては、全く形成されない、あるいは不十分であることが多い。

また、「親が自分のことに関心を示してくれていない」「他の兄弟姉妹と極端に比較される」ことで、自分は大切に思われていないと子どもだと認識する。それが、親に対する反抗となり、時には虐待に近いことも生じる。

また、貧困は連鎖する。筆者が担当した子どもは、親が貧困のため、子どもに家業を手伝わせていたことによって、毎日学校に通えない子どもがいた。このケースでは、子どもが通う小中学校の教員と連携して家庭訪問を行ったが、数回は登校してきたものの、親の都合で労働力として働かされていたことが明らかになった。そのため、登校しない日も多く、授業にもついていくことができなかった。

本来、小中学校は義務教育であるため、学校に行かせることが保護者の責任である。しかし、貧困家庭の場合は、子どもの労力も搾取してしまう。これは、義務教育を受ける権利を持つ子どもへの虐待だと考える。教育基本法第5条で、「国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。」と定め、さらに「国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。」としている。つまり、親からの虐待は、子どもが持つ義務教育を受ける権利も奪うことでもあった。

また、入所している子どもの学習については、児相の一時保護所内で、一時保護所の職員やケースワーカー・心理判定員が担当していることもあった。このような状況を鑑みると、一時保護所内でも、年齢に応じた学習支援を専門にする職員を配置することが重要ではないかと考える。それが、子ども達にとっても、貧困から逃れられる手段でもあると考える。

② 虐待を受けていた子どもとその親に対する助産師の支援とは：虐待をした親と虐待された子どもの立ち直りへの支援

ここで、虐待を受けていた子どもの心理的問題について言及していきたい。ある時、一人の子どもが、「お母さんは、僕が悪いことをしたから嫌いになったのかな？」と聞いてきたことがあった。子どもは、親から虐待を受けても、見捨てられても、親を慕う場合がある。また、10代の男児は、母親が10代の頃に望まない妊娠での出産だったため、親の顔を見ないまま、乳児院、そして児童養護施設で暮らしていた。この男児は、年齢よりも行動が幼く、同年代の子どもと遊ぶよりも、筆者を含めた女子職員にかまって欲しい行動をしていた。つまり、虐待を受けた子どもは、愛されるという体験を知らなかった子どもであったと考える。そこで子どもに必要な支援とは、周囲の大人に対して「甘えてもいいのだ」ということを積極的に教える、いわば「甘えを促す」支援である。

「甘えられる状態」とは、子どもが心から安心して状態でもある。理不尽な扱いではなく、その大人に全幅の信頼感を抱く状態でもある。子どもの甘えは、その子どものエネルギーでもある。そのため、助産師は、その子どもが虐待を受けていたことを鑑み、虐待という環境ではなく、安心して暮らせる環境を考えていくことが重要である。立ち直りの支援の内容は、虐待された子どもに対しては、「あなたが受けた暴力は、あなたが悪いからされたのではない。」というメッセージを出していくことが重要である。そして虐待をした親には、暴力による子どもの支配ではなく、「暴力からの離脱と家族再統合の支援を行っていく」ことを伝えるという内容である。助産師としてできることは、「子どもの行動の不可解さを知る」「親は怒りという感情に対する付き合い方を学ぶ」「子ども

の成長に合わせた行動を見守る」「子どもを叩く前に一呼吸置く」等について、親と一緒にまず考えるということだと思われた。

③ 虐待を受けた当事者への支援

虐待を受けた子どもの支援とは、まず、「自分が悪いことをしたから叩かれた」「いい子でなかったから食事も、もらえなかったのだ」という認知を、助産師とともに変えていくことが重要である。子ども時代に虐待を受けた人は、その記憶を封印したつもりでも、ふとした時にその記憶を思い出すことがある。虐待されていた子どもの場合は、虐待されていたことへの自らの感情の表出への援助も重要である。特に、性的虐待に関しては、家族内の誰に話せばよいかもわからない場合があるからである。また、児相内に、子ども虐待に特化したメールの準備も必要ではないかと考えている。そして可能であれば、24時間対応できる体制を整備していくことが望まれる。

助産師の専門性の一つは、母子の愛着形成について、初期の育児指導を通して具体的に支援できるということである。そして、その内容を当事者との共感の基礎に据えて当事者を理解し、受け止めるときに、助産師ならではの態度や視点から当事者を根底から支えることができる可能性があると考えられる。

妊娠・出産・子育てという母子保健領域におけるマネジメントは、母子健康手帳などを用いて主に保健師によって行われるが、保健師対応が管理的側面に重心が置かれやすいのに対して、この経過における助産師の役割は、その都度の個々の課題や悩み・不安などについて具体的に寄り添い、今必要なことの実際を技術や情報として個々に提供できるところが強みである(山本他、2018)。

④ 虐待対応員の課題：虐待対応を行う助産師に対する非常勤職雇用についての課題

かつて筆者が勤務して見相では、虐待対応協力員は非常勤雇用であった。実は現在でも非常勤雇用である見相や施設も多く、助産師との連携・協力が無いところも少なくない(柴田・小嶋・井上、2018)。

筆者が考える非常勤のデメリットは、「自分が対応したケースの変化を最後までみることができないことがある」ということであった。特に助産師は、本来、母になる女性に対して、それぞれの親になる過程に寄り添う職種である。筆者は虐待をした親に対する支援として、助産師と見相のケースワーカーがチームを組んで、子ども虐待ケースに対応していくことが重要だと考えている。

⑤ 虐待における今後の課題：現代の貧困と子どもの貧困 助産師の在り方

筆者は、虐待などの暴力の裏には、貧困、自分の弱みを見せられない、他の親と話すことで、ストレスがかかる人も多いと考えている。例えば完璧な母親像、完璧な父親像である。また出産体験によっては、不全感を抱き、生まれてきた子どもを受け入れられないこともある。また、虐待をした親については、自身の生育歴の中で、同じように虐待を受けた場合もあるため、まずその確認をすること、そして、その時の感情を、初期の親子関係を具体的に形成し支援するという助産師の専門性の視点から、助産師とともに振り返り、どういう援助があればよかったのかを聞き取り、共に考えていくことが重要な援助であると考えられる。

また、2015年12月に日本財団が調査した「子どもの貧困の社会的損失推計レポート」によれば、日本の貧困がもたらす社会的損失に関して、子どもの貧困を表す指標である相対的貧困状態

にある子どもの割合が、1995年以降、ほぼ一貫して上昇してきている。これは主要国のなかで、アメリカおよびイタリアに次いで3番目に高い数字であることが示された。これらの事から、筆者が働いていた当時よりも、子どもの貧困が進んでいることが考えられる。これらの事を踏まえ、児童虐待を受けた子どもの支援について考えていくことが重要であろう。

⑥ 子ども時代に児童虐待を受けた当事者に対する悲嘆に向けた支援

虐待は、家族という密室で生じる暴力である。子ども時代に児童虐待を受けた子どもに対する支援の1つは、暴力を受けても耐えてきた自身の力を信じることである。そして、過去の辛い思いが思い出されたときには、信頼できる大人にSOSを出せることが重要である。また、暴力を受けていた子どもたちが、悲嘆の過程をたどるための援助が重要である。虐待を受けた子どもは、過酷な体験を受けながらも、それを受け入れ成長してきたからである。

虐待の当事者に対して、初期の愛着形成をめぐる支援が、助産師の専門性の一つであることはすでに述べた。そこから発展して、「ライフヒストリーワーク」を助産師の視点で展開することにより、現在の悲嘆に向けた助産師によるケアが可能であろう。更にこの先への見通しとして、母（親）になることや将来の出産等についても、助産師からの支援が極めて大切であると考えている。

⑦ 児童虐待における助産師の在り方とは

筆者が考える児童虐待における助産師の在り方とは、児童虐待を受けた子どもは、自尊心が低くなる場合が多い。また、大人として成長した後も、過去にされた虐待を思い出すこともあり、再度傷つくこともある。子どもが虐待され

ない社会になるには、福祉と医療の連携も必要であると示唆された。さらに、助産師は、母と子、そして、そこに関わる人間関係の形成を行う職種でもある。虐待家庭の場合でも、助産師であるということで、虐待の要因を話しだす加害親もいた。また、家族再統合にむけた支援についても重要である。

その際でも、助産師は、加害親でも立ち直ることを信じて対応していくことが重要であることが示唆された。また、夫婦間に形成される関係性の維持がどのような状況かを確認し、双方の意見を抽出していくことで、どのような支援をすればよいかを、チームで話し合うことが重要であると考えられる。

虐待対応においては、チーム支援、地域内支援、切れ目ない支援が大切であるといわれている。柴田・小嶋・井上（2018）は、これらの観点から、児相職員の助産師業務の認知程度の調査研究から、虐待支援の専門職としての助産師の重要性について提言した。助産師は、病院内の医療スタッフであるだけでなく、地域における子育て支援チームの1パートとして確実に機能していく必要があり、そのための任用システムや任用体制の整備が必要であると述べた。換言すると「ソーシャルワークモデルとしての助産師の役割」ということができる。助産師の今後を示唆するために、上記報告（柴田・小嶋・井上、2018）に掲載したモデル図を再掲しておきたい（図1）。

4 おわりに

助産師として子どもの虐待について考えるにあたり、児相としても虐待対応の黎明期において、児童福祉司と共に対応困難ケースの家庭訪問にも同行して親へ対応し、一時保護所で保護されてきた様々な子ども達と関わることができ

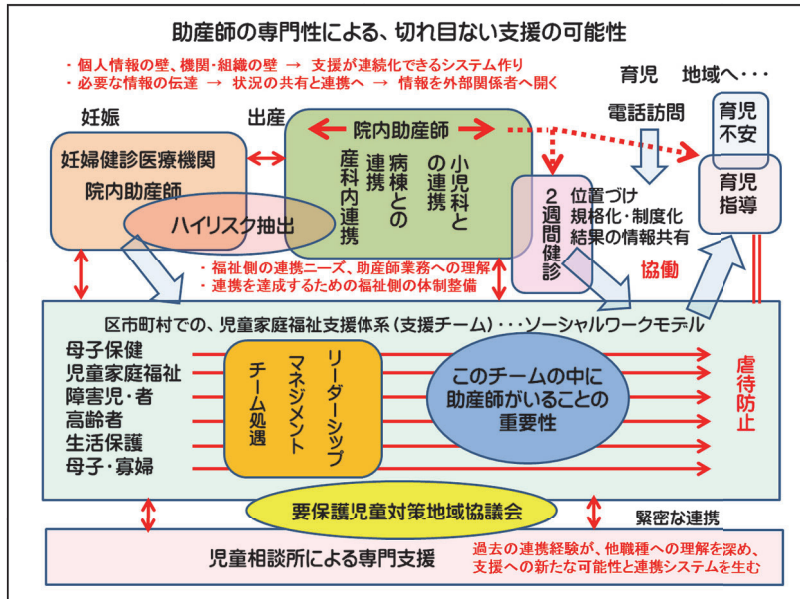


図1 助産師の専門性による、切れ目ない支援の可能性

たことはとても大きな貴重な体験であり、筆者が助産師として子どもの虐待を考える際のその後の原点であった。

助産師は、虐待対応のための専門職としてまだまだ社会の中で認知されていないが、切れ目ない支援の実現のために対応・発信・研究を地道に継続していきたい所存である。

助産師は、母と子の愛着形成も支援する職種である。また、家族内の家族の中の暴力に対して、これからも考えていきたいと考えている。また、助産師は、夫婦間に生じる親密な関係性を構築していくことも重要であると考えます。

引用・参考文献

- ・井上明子・石原留美・松村恵子. (2011). 助産師の視点から見た児童虐待の背景. 香川県立保健医療大学雑誌 2. 93-100.
- ・井上明子・石原留美・松村恵子. (2013). 助産師による乳幼児虐待予防に向けた支援の検討. 香川母性衛生学会誌 13 (1). 27-32.

- ・小嶋理恵子. (2001). 親になることへの援助. 立命館大学大学院修士論文.
- ・小嶋理恵子. (2015). カップルアイデンティティ(再)構築に向けた看護職の役割とは. 立命館産業社会論集 51 (3). 135-145. 立命館大学.
- ・柴田長生・小嶋理恵子・井上明子. (2018). 児童相談所職員における助産師業務の認識調査. 心理社会的支援研究 9. 71-82. 京都文教大学.
- ・山本美由紀・伊集院美和・小川香織・岩岡可織. (2018). 母子健康手帳改正後の「妊婦自身の記録」の欄の記入行動. 香川母性衛生学会誌 18 (1). 37-42.

